

北海道環境パートナーシップオフィス運営業務 第5期事業方針（案）

1. 第1期から第4期に至る取り組み

北海道環境パートナーシップオフィス（EPO北海道）は「持続可能な地域づくりのために、道内のさまざまな立場と国や地域の環境政策をつなぎ、対話と相互理解を促進してパートナーシップを組み、人と取り組みを育て、北海道の地域環境力を強化する」（整備運営検討業務報告書、2005）ことを目的に、平成18年に開設された。

第1期（平成18年度～平成20年度）

- ・「対話」「実践」「発信」という活動サイクルの確立
- ・地方自治体とのネットワーク形成に向けたアプローチ、政策コミュニケーション推進

第2期（平成21年度～平成23年度）

- ・大沼地区や宗谷地区などのエリアを対象に、ESDを活用した協働モデルづくりに着手
- ・同様に先進的なモデルとして「環境中間支援会議・北海道」を設立（平成22年度）
- ・「持続可能な社会づくりを担う事業型環境NPO・社会的企業中間支援スキーム事業」を実施（平成21年度・平成22年度）

第3期（平成24年度～平成26年度）

- ・環境パートナーシップ推進上の市民・企業・行政それぞれの課題解決を目指した
- ・環境中間支援会議・北海道と北海道大学大学院環境科学院IFES-GCOEプログラムの協働により、『もうひとつの北海道環境白書』を2巻発行（平成24年度・平成26年度）
- ・全国事業として、地域活性化に向けた協働取組の加速化事業（平成25年度～平成29年度）及び、ESD環境教育プログラム等実証事業（平成25年度～平成27年度）を展開
- ・平成26年度には、ESDに関する専門性を有する地域拠点「RCE」の設立に向けた意見交換が本格的にスタートし、「RCE北海道道央圏協議会」設立（平成28年3月）までを支援
- ・期中には、国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催や、環境教育等促進法の完全施行（いずれも平成24年）

第4期（平成27年度～平成29年度）

- ・環境教育等促進法に基づく国の拠点として、道内での「協働取組の促進」「ESDの推進」「中間支援機能の強化」に重点を置き、確立を目指した
- ・環境教育における『ESD推進』のための実践拠点支援事業（平成28年度～）を実施し、地域モデルを形成。北海道地方ESD活動支援センターを開所（平成29年9月）
- ・協働取組加速化事業により『環境保全からの政策協働ガイド』が完成（平成30年3月）
- ・期中には、パリ協定や、持続可能な開発目標（SDGs）の合意などの歴史的な方向付けが進んだ（いずれも平成27年）
 - 第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）では、地域課題の同時解決に向けた環境・経済・社会の統合が言及されている。EPO北海道には、各主体の取り組みの先導と主流化、加速の役割が期待される

2. 第5期事業方針（案）

（1）SDGsを活用した地方創生・都市再生への貢献

2030年のSDGs達成を大目標に、その考え方を道内に普及し、環境・地域経済・社会課題の同時解決による地方創生・都市再生の可能性を、具体的な実践をとおして実証していくことが第5期の上位目標となる。

同時に、世界の動き、国の政策ニーズ、道内各地の特性やニーズを見据え、それらを直接つなぐことで新たな地域の課題解決の可能性を示していくこと、そうした先駆的な取組みを道外・世界に発信していくことをめざす。

（2）これまでの成果の継承と事業体系の再構築

第5期では、第4期に引き続き、SDGsの目標17に横断的に位置づけられている「パートナーシップ」、目標4に内包される「ESD」、それらを社会全体で進めるための「中間支援力の向上」の3点を、引き続き重点取り組み分野に位置づける。

事業間連携を強化し、第4期よりも効率的、戦略的に進行管理を行う。また、EPO北海道がこれまで重ねてきた「対話」「実践」「発信」サイクルの発展的循環を引き続き活動の基盤とし、第2期の成果である「環境中間支援会議・北海道」を生かした拠点間連携や、第4期で着手した道内環境学習施設との情報交流ネットワークを継承し、事業のパートナーを増やしていく。

（3）国の政策推進拠点としての活動

環境教育等促進法第19条に基づく政策推進拠点として、民間活動や自治体政策を補完する立場に徹しつつ、それらを先導する「国ならではの」の事業に取り組む。また、国の政策としてのEPO・ESD推進ネットワーク全体の成果創出への貢献、協働をとおした地方環境事務所の政策への貢献、協働・マルチステークホルダープロセスの先導等をとおして、第5次環境基本計画や環境教育等促進法がめざす社会基盤の形成（人・仕組み・事例づくり）に取り組む。これらを効果的に進めるために、地方環境事務所と連携しつつ、全国事業の共創や成果の可視化に積極的に参画していく。

（4）成果の可視化・発信力の強化

EPO業務の多くは人や組織の変容を働きかけるもので、成果の発現に時間を要するとともに、その進展を評価する指標が確立されておらず、事業成果の可視化を困難にしている。協働取組の加速化事業で開発した評価項目による事業評価を基本とするが、具体的な事業成果のWEB上での公開、学会発表、専門誌への投稿等、新たな発信や関連分野の専門家との対話を強化し、社会的インパクトの可視化・発信に努める。

（5）効率的かつ柔軟な事業運営

第5期は全国事業の新規創設及び期中の現行事業終了が見込まれており、予算や施策の変化に応じて柔軟に事業計画を見直していく必要がある。また、第4期当初よりも業務量増が見込まれるため、選択と集中に基づく重点的かつ効率的な事業運営を心がける。